

鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業経営を法人化することにより、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就業機会の拡大などの経営発展及び地域における将来にわたっての農地の維持管理を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する同表第2欄に掲げる事業実施主体に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、同表第4欄に定める額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年3月1日までに行われなければならない。

2 規則第5条による申請書（同条第1号及び第2号の書類も含む）及び規則第17条第1項の報告書（同条第2項の書類も含む）は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を越える場合は、様式第3号により、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その越える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定及び交付額確定通知（以下「通知」という。）は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。ただし、間接国費補助金の場合にあっては、交付申請を受けた日から起算して、知事が財源に充当する国の交付金等の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として、20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは、その変更等について中国四国農政局長の承認を知事が申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

(雑 則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月17日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成31年4月8日から施行し、平成31年度事業から適用する。
- 3 この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 4 この要綱は、令和3年4月21日から施行し、令和3年度事業から適用する。
- 5 この要綱は、令和4年8月31日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助額	5 重要な変更
補助事業	区分				
農業経営法人化支援事業	国補助金事業	農業法人(のうち、※1～5 の全ての要件を満たすもの)	国実施要綱に規定された農業経営者サポート事業の経営診断を活用することによる経営体の農業経営を法人化する取組に必要な経費	25 万円／取組	事業実施主体の変更
	単県事業	農業法人(上記を除く)、一般社団法人(正会員が農業経営していること)のうち、※1 及び※6 を満たすもの			

- ※1 農業経営法人化支援総合事業実施要綱(令和3年3月26日付2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2の3の(1)のアの規定に基づく農業経営者サポート事業による経営診断を受けて設立された農業経営を行う法人または一般社団法人であること。
- ※2 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱(令和4年3月30日付3経営第3156号農林水産事務次官依命通知)第3の5の(1)の規定に基づく要件を満たす組織が法人化したものでないこと。
- ※3 適切な就業規則(労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に基づき常時10人以上の労働者を使用する使用者に作成が義務付けられている就業規則と同等の事項が定められており、同法を下回る労働条件が定められていないものをいう。)が整備されていること。
- ※4 法人設立後、交付年度において、雇用契約の締結に際し、期間の定めのない雇用又はあらかじめ7か月以上の期間を定めた者を雇用していること。
- ※5 雇用の確保を通じた人材の確保・育成に資するモデル的な取組を実施していること。
- ※6 鳥取県農業経営・就農支援センターまたは鳥取県農業経営相談所(令和3年度まで公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が事務局で運営していたもの)が主催する経営力向上研修を修了した者が代表者または役員である法人

鳥取県知事 様

申請者
所在地
法人名
代表者職氏名

〇〇年度鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付申請書
兼実績報告書兼請求書

標記の補助金について、鳥取県補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請し、下記のとおり実績を報告します。

なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

補助金等の名称	鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金
算定基準額	250,000円
交付申請額	250,000円
添付書類	1 法人の登記事項証明書 2 定款の写し 3 就業規則 4 雇用期間が確認できる書類等 5 経営力向上研修の修了を証明する書類（修了証の写し等） ※3、4については、国補助金事業を活用する場合のみ、添付すること ※5については、県単事業を活用する場合のみ、添付すること

- 1 農業経営者サポート事業による経営診断を受けた年度
- 2 雇用の確保を通じた人材の確保・育成に資するモデル的な取組の実施状況
※国補助金事業活用する場合のみ、記入してください。
- 3 経営力向上研修修了者の氏名及び修了年度
- 4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

※消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 補助金の振込先

補助金が交付決定された場合は、以下の振込先口座へ振り込んでください。

フリガナ		預金種別	普通・当座			
口座名義人						
金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	口座番号				
	本店 本所 支店 支所 出張所					

様

鳥取県知事

〇〇年度鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付（番号）の交付申請書兼実績報告書兼請求書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、「農業経営法人化支援総合事業」とし、その内容は、交付申請書兼実績報告書兼請求書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び確定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|----------|
| (1) 算定基準額 | 金 | 250,000円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 250,000円 |
| (3) 確定額 | 金 | 250,000円 |

3 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

また、本補助金が間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

〇〇年度仕入控除税額報告書

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名
代表者職氏名

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金について、鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付要綱（平成30年7月17日付第201800104698号鳥取県農林水産部長通知）第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額（ 年 月 日付第 号による通知額）
金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えていた場合は交付決定控除税額）
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額
 $(3-2) \times \text{補助金の確定額} / \text{当該確定額に係る補助対象経費の額}$

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も合わせて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
〔 〕

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署長の收受印のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署長の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料